

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

当町の人口構造は、年齢区分別にみると、年少人口が9.3%、生産年齢人口が54.2%、年齢人口が36.5%で、人口は減少傾向にあり、加えて、高齢化が進んでいる。(住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在))

イ 産業構造

当町の産業構造は、事業所数で見ると、「卸売業、小売業」(25.3%)、「建設業」(11.9%)、「製造業」(11.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(9.9%)の順、従業員数で見ると、「製造業」(41.7%)、「卸売業、小売業」(15.7%)、「医療、福祉」(7.7%)、「建設業」(6.0%)の順となっている。(事業所・企業統計調査、経済センサス(平成28年))

ウ 中小企業者の実態

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、中でも小規模事業者が大半を占めている。また、個人事業主等では、後継者問題なども抱えている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国の同意日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入について、人員削減を目的とした取組については対象としない。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び「山北町暴力団排除条例」（平成23年山北町条例第1号）第2条第4項に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者を除く。
- ・国税、県税及び町税を滞納している者を除く。